

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年9月27日
【中間会計期間】	第22期中（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）
【会社名】	株式会社紫雲ゴルフ倶楽部
【英訳名】	Shiun Golf Club Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 健次
【本店の所在の場所】	新潟県新発田市元郷211番地
【電話番号】	0254(41)2481
【事務連絡者氏名】	管理部長 高橋 寛
【最寄りの連絡場所】	新潟県新発田市元郷211番地
【電話番号】	0254(41)2481
【事務連絡者氏名】	管理部長 高橋 寛
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第20期中	第21期中	第22期中	第20期	第21期
会計期間	自平成31年 1月1日 至令和元年 6月30日	自令和2年 1月1日 至令和2年 6月30日	自令和3年 1月1日 至令和3年 6月30日	自平成31年 1月1日 至令和元年 12月31日	自令和2年 1月1日 至令和2年 12月31日
売上高 (千円)	275,671	162,326	254,211	667,813	519,246
経常利益又は経常損失 () (千円)	17,866	86,332	23,777	28,125	6,019
当期純利益又は中間(当期)純損失 () (千円)	13,104	78,265	16,168	17,001	11,451
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	9,395	9,395	9,395	9,395	9,395
純資産額 (千円)	3,853,053	3,774,501	3,809,966	3,872,941	3,841,315
総資産額 (千円)	4,070,504	3,967,981	3,963,643	4,015,616	4,049,318
1株当たり純資産額 (円)	85,850.48	76,057.31	81,123.77	87,206.66	82,720.02
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり中間(当期)純損失金額 () (円)	1,872.02	11,180.78	2,309.82	2,428.80	1,635.92
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(普通株式) (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(第1種優先株式) (円)	-	-	-	3,000	-
1株当たり配当額(第2種優先株式) (円)	-	-	-	22,000	22,000
(うち1株当たり中間配当額)(普通株式) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち1株当たり中間配当額)(第1種優先株式) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち1株当たり中間配当額)(第2種優先株式) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
自己資本比率 (%)	94.7	95.1	96.1	96.5	94.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	31,792	25,832	66,739	104,352	167,815
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	16,170	25,097	17,202	35,457	37,859
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	34,990	34,776	31,029	60,280	50,626
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	120,706	62,982	113,047	148,689	228,019
従業員数 (人)	68	69	67	42	40
(外、平均臨時雇用者数)	(42)	(35)	(36)	(51)	(43)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和3年6月30日現在

従業員数(人)	67(36)
---------	--------

セグメントを記載していないため、部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

部門名	従業員数(人)	期間契約従業員数(人)	合計(人)
コース管理部	11	8	19(1)
営業部	20	8	28(14)
総務部	3	1	4(4)
キャディ部	4	12	16(17)
計	38	29	67(36)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、当中間会計期間の平均人員を(36人)外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

令和3年6月30日現在、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

また、新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等の発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスワクチン接種が進みつつあるものの、感染状況に大きな改善は見られず、収束の時期も見通せず、度重なる緊急事態宣言等に伴う経済活動の停滞もあり、極めて厳しい状況となっております。

ゴルフ業界におきましても、感染拡大の影響により厳しい状況ではありますが、屋外スポーツであることから、来場者も若年層を中心に持ち直し増加傾向にあります。

このような状況のもと、当社はメンバーシップの精神を基本理念とした運営を目指す一方で、会員の活性化を図って、世代交代をすすめるとともに新規入会者の増加に努めてまいりました。

さらに、お客様への安心・安全な施設の提供のため、検温器、アルコール消毒器の設置、レストランのテーブルスペースの拡大、アクリル板の設置等の対策はもとより、従業員の健康維持にも力を注いでまいりました。

当中間会計期間における来場者数は、冬期間の大雪の影響によりオープンが遅れたため、前年同期に比べ営業日数が20日減少しました。しかしながら、ゴルフがいわゆる「3密」を避けやすいスポーツであるという認識が広まり来場者が増加したことによって増収につながっております。その結果、前年同期より5,406名増の18,430名となりました。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローが66,739千円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローが17,202千円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが31,029千円の支出となった結果、前事業年度末に比べ114,971千円減少し、113,047千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、66,739千円（前年同期は25,832千円の使用）となりました。

これは主に、減価償却費41,983千円を計上しましたが、税引前中間純損失23,897千円、さらには支払を猶予していた消費税やゴルフ場利用税を支払ったことにより減少したものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、17,202千円（前年同期は25,097千円の使用）となりました。

これは主に、松くい虫防除用のドローンなど有形固定資産の取得による支出があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、31,029千円（前年同期は34,776千円の使用）となりました。

これは、配当金の支払いが15,180千円、リース債務の返済による支出が15,849千円あったことによるものであります。

営業の実績

a. 収入の実績

当社は、ゴルフ場事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当中間会計期間の営業の成績を部門別に示すと次のとおりであります。

部門別	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	前年同期比(%)
料金収入(千円)	138,388	153.79
キャディ収入(千円)	16,383	210.99
食堂売上(千円)	34,607	234.22
用品売上(千円)	11,656	177.54
売店売上(千円)	2,049	171.32
会費収入(千円)	24,690	99.78
名義書換料収入(千円)	20,100	160.16
その他の収入(千円)	6,337	133.83
合計(千円)	254,211	156.60

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

b. 収容能力

当ゴルフ場の快適な利用者の限度は、一日当たり両コース合計概ね300人程度であります。

c. 来場者の実績

月別	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)					当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)				
	メンバー (人)	ビジター (人)	合計 (人)	営業日数 (日)	一日平均 (人)	メンバー (人)	ビジター (人)	合計 (人)	営業日数 (日)	一日平均 (人)
1月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2月	245	201	446	15	30	-	-	-	-	-
3月	1,019	1,731	2,750	31	89	1,030	1,931	2,961	26	114
4月	1,277	1,501	2,778	30	93	1,837	3,179	5,016	30	167
5月	1,647	1,574	3,221	31	104	1,969	3,370	5,339	31	172
6月	1,608	2,221	3,829	30	128	1,702	3,412	5,114	30	170
合計	5,796	7,228	13,024	137	95	6,538	11,892	18,430	117	157
割合(%)	44.5	55.5	100.0	-	-	35.5	64.5	100.0	-	-

(注) 当中間会計期間のうち1月1日から3月5日までの64日間は、降雪のため営業をいたしておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この中間財務諸表の作成には、当中間会計期間末における資産・負債及び当中間会計期間の収入・費用の数値に影響を与える見積りは、主に資産の評価や引当金の計上等であり、これらの見積り及び判断に対して継続して評価を行っております。

ただし、経営者はこれらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性から、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産合計)

当中間会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べ85,674千円減少の3,963,643千円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ68,703千円減少し、190,001千円となりました。これは、主になど支払いを猶予していたゴルフ場利用税などを支払ったことに伴い、預金が減少したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ16,970千円減少の3,773,641千円となりました。これは、主に固定資産の取得が16,572千円ありましたが、減価償却費を41,983千円計上したことによるものです。

(負債合計)

当中間会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べ54,325千円減少し、153,677千円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ45,800千円減少し、131,967千円となりました。これは、主に未払費用や預り金などが減少したことによるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ8,524千円減少し、21,710千円となりました。これは、リース債務が減少したことによるものです。

(純資産合計)

当中間会計期間末の純資産合計は、前事業年度末に比べ31,348千円減少し、3,809,966千円となりました。これは、主に配当金の支払いがあったことによるものです。

2) 経営成績

(売上高)

売上高は、ゴルフがいわゆる「3密」を避けやすい屋外スポーツであるという認識が広まり、来場者が増加したことによる料金収入の増加と、会員活性化対策の促進と新規入会者の増加で、91,884千円増収の254,211千円となりました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

売上原価は、売上の増収などにより9,925千円増の23,734千円となりました。

販売費及び一般管理費は、前年には人件費を中心に経費全般のコスト圧縮に努めましたが、通常の運営に戻ったことにより、前年同期に比べ17,576千円増加の257,980千円となりました。その結果、営業損失が27,503千円、経常損失は23,777千円、中間純損失は、16,168千円となりました。

3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社を取り巻くゴルフ場業界は、少子高齢化によるゴルフ人口の減少や景気の変動、さらには個人消費の動向が来場者数に大きく影響を与えます。また、毎年冬期の降雪によるクローズをはじめ夏期の猛暑や風水害などの気象条件も経営成績に重大な影響を及ぼします。

さらには、新型コロナウイルス流行が長引くことも想定され、より一層厳しい経営環境が続くものと認識しております。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社といたしましては、メンバーシップを基本とした品格を保ち、最高のコースコンディションを維持して会員の皆様にご満足いただけるようサービスの向上に努める所存であります。

また、倶楽部主催の各種企画コンペ等を含めた積極的な営業活動を行ない、業績の回復に邁進してまいります。

一方、新型コロナウイルス感染予防のため引き続き「新しい生活様式」を採り入れた新スタイルの実践とその定着に努め、お客様ならびに従業員の安全・安心なスペースを提供してまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、人件費、施設の維持管理費、コース管理作業機械の修繕費及び固定資産税等の販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、コース管理作業機械やクラブハウス等を維持更新していくための設備投資等によるものであります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金を安定的に確保することを基本方針とし、短期及び長期運転資金については、いずれも内部留保による自己資金を基本としております。

具体的には、営業活動によるキャッシュ・フローでは、66,739千円（前年同期は25,832千円の使用）の資金の使用となりました。これは主に、減価償却費41,983千円を計上しましたが税引前中間純損失を23,897千円の計上や支払いを猶予していた各種税金等の支払いを行ったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、17,202千円（前年同期は25,097千円の使用）の資金の支出となりました。これは主に、松くい虫防除用としてドローンの購入など有形固定資産の取得による支出があったことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、31,029千円（前年同期は34,776千円の使用）の資金の支出となりました。これは、配当金の支払いが15,180千円とリース債務の返済による支出が15,849千円あったことによるものであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業運営の環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、今後もプレー料金の低価格化および過当競争の激化は避けられず、業界を取り巻く経営環境は、ますます厳しさを増すものと思われまます。

また、新型コロナウイルス感染の収束が遅れることで予約キャンセルが増え、さらに経営環境が悪化することも予想されます。

さらに、会員の高齢化が進むなか新規入会会員を募って、世代交代を推進し、会員活性化をはかるとともに積極的な営業活動を展開し入場者の増加と売上高の増収に注力し、経営の安定化と魅力あるクラブライフづくりを目指します。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,600
第一種優先株式	2,400
第二種優先株式	730
計	20,730

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (令和3年6月30日)	提出日現在発行数(株) (令和3年9月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,000	7,000	非上場	(注)1・2
第一種優先株式	1,665	1,665	非上場	(注)3
第二種優先株式	730	730	非上場	(注)4
計	9,395	9,395	-	-

(注)1 完全議決権であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注)2 当社は単元株制度は採用しておりません。

(注)3 第一種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 第一種優先利益配当金

第一種優先利益配当金

当社は、毎年12月31日現在の第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)に先立ち、第一種優先株式1株につき年5,000円を限度として第一種優先利益配当金を支払う。

非累積条項

ある営業年度において第一種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第一種優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、優先株主及び普通株主はその持分比率に応じて同等の権利を有するものとする。

(3) 議決権

第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 第一種優先株式の併合または分割、優先株主の新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割を行わない。第一種優先株主には、新株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受権を与えない。

(5) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(注)4 第二種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 第二種優先配当金

第二種優先配当金

当社は、第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という)に対し、普通株主または第一種優先株主に先立ち、第二種優先株式1株につき金100万円に年2.2%を乗じた額の剰余金の配当(以下「第二種優先配当金」という)を行う。

累積条項

ある事業年度において第二種優先株主に対して支払う配当金の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その第二種優先株式一株あたりの不足額（以下「第二種優先累積未払配当金」という。）は、翌事業年度以降に累積する。第二種優先累積未払配当金については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、第二種優先株式一株につき第二種優先累積未払配当金の額に達するまで、第二種優先株主に対して剰余金の配当を行う。

非参加条項

第二種優先株主に対しては、第二種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主に対し、普通株主ならびに第一種優先株主に先立ち、第二種優先株式一株につき金100万円、および第二種優先累積未払配当金の合計額を支払う。

(3) 議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

(4) 第二種優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

第二種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て、新株予約権無償割当てを行わない。

(5) 金銭を対価とする取得請求権

第二種優先株主は、当社が第二種優先株主の有する第二種優先株式の全部または一部を取得することと引き換えに、当社に対し、第二種優先株式一株につき金100万円に、第二種優先累積未払配当金、および金100万円に年2.2%を乗じた額に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して算出した額（1円未満を切り上げる。）を加算した額の金銭の交付を請求することができる。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和3年1月1日～ 令和3年6月30日	-	9,395	-	100,000	-	25,000

(5)【大株主の状況】

令和3年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社本間組	新潟市中央区西湊町通三ノ町3300番地3	7,733	82.662
新潟いすゞ自動車株式会社	新潟市中央区美咲町2丁目2番28号	20	0.214
富士運輸株式会社	新潟市中央区竜ヶ島1丁目7番3号	8	0.086
株式会社新潟放送	新潟市中央区川岸町3丁目18番地	6	0.064
本間技建株式会社	新潟市西区寺地983番地3	6	0.064
本間道路株式会社	新潟市中央区柳島町1丁目5番地1	6	0.064
株式会社リンコーコーポレーション	新潟市中央区万代5丁目11番30号	6	0.064
第一建設工業株式会社	新潟市中央区八千代1丁目4番34号	5	0.053
株式会社興和	新潟市中央区新光町6番地1	5	0.053
株式会社伊藤組	新潟県新発田市島潟1273番地1	5	0.053
サトウ食品株式会社	新潟市東区宝町13番5号	5	0.053
計	-	7,805	83.431

(注)上記のほか、自己株式が40株あります。

なお、所有株式に係る議決権の個数は、以下のとおりです。

令和3年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社本間組	新潟市中央区西湊町通三ノ町3300番地3	7,043	81.281
新潟いすゞ自動車株式会社	新潟市中央区美咲町2丁目2番28号	20	0.231
富士運輸株式会社	新潟市中央区竜ヶ島1丁目7番3号	8	0.092
株式会社新潟放送	新潟市中央区川岸町3丁目18番地	6	0.069
本間技建株式会社	新潟市西区寺地983番地3	6	0.069
本間道路株式会社	新潟市中央区柳島町1丁目5番地1	6	0.069
株式会社リンコーコーポレーション	新潟市中央区万代5丁目11番30号	6	0.069
第一建設工業株式会社	新潟市中央区八千代1丁目4番34号	5	0.058
株式会社興和	新潟市中央区新光町6番地1	5	0.058
株式会社伊藤組	新潟県新発田市島潟1273番地1	5	0.058
サトウ食品株式会社	新潟市東区宝町13番5号	5	0.058
計	-	7,115	82.112

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

令和3年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 1,665	1,665	(注)1
	第二種優先株式 730	-	(注)2
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,000	7,000	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	9,395	-	-
総株主の議決権	-	8,665	-

(注) 1. 「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照。
2. 自己株式40株が含まれております。

【自己株式等】

令和3年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(数)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士宗直樹氏、荻原大輔氏の中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は、子会社はありませんので、中間連結財務諸表を作成していません。

1 【中間財務諸表等】
(1) 【中間財務諸表】
【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	238,027	123,056
売掛金	2,571	8,723
たな卸資産	6,788	12,286
前払費用	1,621	14,604
未収入金	4,748	27,255
その他	5,408	4,535
貸倒引当金	460	460
流動資産合計	258,705	190,001
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	404,538	399,627
構築物(純額)	243,395	234,023
土地	1,380,333	1,380,333
コース勘定	1,616,869	1,616,869
リース資産(純額)	55,785	41,661
その他(純額)	79,213	82,301
有形固定資産合計	3,780,135	3,754,817
無形固定資産		
借地権	3,945	3,945
電話加入権	670	561
リース資産	1,346	769
ソフトウェア	726	1,201
無形固定資産合計	6,690	6,478
投資その他の資産		
差入保証金	150	150
繰延税金資産	3,636	12,196
投資その他の資産合計	3,786	12,346
固定資産合計	3,790,612	3,773,641
資産合計	4,049,318	3,963,643

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	932	8,421
未払金	13,576	13,620
未払費用	75,820	39,485
リース債務	31,699	24,374
未払法人税等	950	830
未払消費税等	29,194	8,583
その他	25,594	36,650
流動負債合計	177,767	131,967
固定負債		
リース債務	30,235	21,710
固定負債合計	30,235	21,710
負債合計	208,002	153,677
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	25,000	25,000
その他資本剰余金	3,621,534	3,606,354
資本剰余金合計	3,646,534	3,631,354
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	135,496	119,327
利益剰余金合計	135,496	119,327
自己株式	40,714	40,714
株主資本合計	3,841,315	3,809,966
純資産合計	3,841,315	3,809,966
負債純資産合計	4,049,318	3,963,643

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
売上高	162,326	254,211
売上原価	13,808	23,734
売上総利益	148,518	230,477
販売費及び一般管理費	240,404	257,980
営業損失()	91,886	27,503
営業外収益	15,554	13,726
経常損失()	86,332	23,777
特別損失	2,919	2,120
税引前中間純損失()	87,251	23,897
法人税、住民税及び事業税	475	830
法人税等調整額	9,460	8,559
法人税等合計	8,985	7,728
中間純損失()	78,265	16,168

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	25,000	3,636,714	3,661,714	151,942	151,942	40,714
当中間期変動額							
剰余金の配当			15,180	15,180	4,995	4,995	
中間純損失（ ）					78,265	78,265	
当中間期変動額合計	-	-	15,180	15,180	83,260	83,260	-
当中間期末残高	100,000	25,000	3,621,534	3,646,534	68,682	68,682	40,714

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	3,872,941	3,872,941
当中間期変動額		
剰余金の配当	20,175	20,175
中間純損失（ ）	78,265	78,265
当中間期変動額合計	98,440	98,440
当中間期末残高	3,774,501	3,774,501

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	25,000	3,621,534	3,646,534	135,496	135,496	40,714
当中間期変動額							
剰余金の配当			15,180	15,180			
中間純損失（ ）					16,168	16,168	
当中間期変動額合計	-	-	15,180	15,180	16,168	16,168	-
当中間期末残高	100,000	25,000	3,606,354	3,631,354	119,327	119,327	40,714

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	3,841,315	3,841,315
当中間期変動額		
剰余金の配当	15,180	15,180
中間純損失（ ）	16,168	16,168
当中間期変動額合計	31,348	31,348
当中間期末残高	3,809,966	3,809,966

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	87,251	23,897
減価償却費	41,730	41,983
貸倒引当金の増減額(は減少)	63	-
受取利息及び受取配当金	1	1
有形固定資産除却損	919	120
売上債権の増減額(は増加)	6,649	6,151
たな卸資産の増減額(は増加)	3,311	5,497
未払消費税等の増減額(は減少)	1,812	20,611
その他の流動資産の増減額(は増加)	32,528	34,617
仕入債務の増減額(は減少)	2,292	7,489
未払金の増減額(は減少)	832	673
預り金の増減額(は減少)	8,063	17,887
その他の流動負債の増減額(は減少)	55,697	7,391
小計	22,081	65,790
利息及び配当金の受取額	1	1
法人税等の支払額	3,751	950
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,832	66,739
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	25,096	16,592
無形固定資産の取得による支出	-	610
定期預金の純増減額(は増加)	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,097	17,202
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	20,175	15,180
リース債務の返済による支出	14,601	15,849
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,776	31,029
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	85,706	114,971
現金及び現金同等物の期首残高	148,689	228,019
現金及び現金同等物の中間期末残高	62,982	113,047

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産は除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～46年

構築物 2～39年

機械装置 3～17年

(2) 無形固定資産（リース資産は除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金となっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の経済への影響は現在も続いており、当社の業績にも重大な影響があります。

今後の感染拡大、収束時期や収束後の動向は翌事業年度以降に収束し概ね営業活動が正常化するものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は不確実性が高く、将来における実施値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
	1,130,895千円	1,171,956千円

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
受取利息	1千円	1千円
雑収入	1,971	2,635
補助金収入	3,518	1,089
貸倒引当金戻入額	63	-

2 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
建物除却損	918千円	7千円
機械装置除却損	-	3
工具、器具及び備品除却損	0	-
電話加入権除却損	-	108

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
有形固定資産	41,026千円	41,270千円
無形固定資産	704	712

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,000	-	-	7,000
第一種優先株式	1,665	-	-	1,665
第二種優先株式	690	-	-	690
合計	9,355	-	-	9,355
自己株式				
第二種優先株式	40	-	-	40
合計	40	-	-	40

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年2月26日	第一種優先株式	4,995	3,000	令和元年12月31日	令和2年2月27日
定時株主総会	第二種優先株式	15,180	22,000	令和元年12月31日	令和2年2月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,000	-	-	7,000
第一種優先株式	1,665	-	-	1,665
第二種優先株式	690	-	-	690
合計	9,355	-	-	9,355
自己株式				
第二種優先株式	40	-	-	40
合計	40	-	-	40

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年3月15日 定時株主総会	第二種優先株式	15,180	22,000	令和2年12月31日	令和3年3月16日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
現金及び預金勘定	72,990千円	123,056千円
預入期間が3か月を超える定期預金	10,008	10,009
現金及び現金同等物	62,982	113,047

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主なものは、電磁乗用カート(車両運搬具)、ゴルフ場精算システム及びコンピューター(工具、器具及び備品)、クラブハウス内照明設備などであります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度(令和2年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	238,027	238,027	-
(2) 売掛金	2,571	2,571	-
(3) 未収入金	4,748	4,748	-
資産計	245,348	245,348	-
(1) 買掛金	932	932	-
(2) 未払金	13,576	13,576	-
(3) リース債務(1年内含む)	61,934	59,990	1,944
負債計	76,443	74,499	1,944

(注) 金融商品の時価の算定方法

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務(1年内含む)

元利金の合計額を同様のリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当中間会計期間(令和3年6月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	123,056	123,056	-
(2) 売掛金	8,723	8,723	-
(3) 未収入金	27,255	27,255	-
資産計	159,035	159,035	-
(1) 買掛金	8,421	8,421	-
(2) 未払金	13,620	13,620	-
(3) リース債務(1年内含む)	46,084	44,698	1,386
負債計	68,126	66,740	1,386

(注) 金融商品の時価の算定方法

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務(1年内含む)

元利金の合計額を同様のリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

(1) 前事業年度(令和2年12月31日)

当社ゴルフ場の土地の一部は、賃貸借契約によっておりますが、当該契約は、自動継続となっており、かつ、ゴルフ場以外の利用の可能性が不可能であることから、契約解除となる蓋然性が極めて低いいため資産除去債務を計上しておりません。

(2) 当中間会計期間(令和3年6月30日)

当社ゴルフ場の土地の一部は、賃貸借契約によっておりますが、当該契約は、自動継続となっており、かつ、ゴルフ場以外の利用の可能性が不可能であることから、契約解除となる蓋然性が極めて低いいため資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

(1) 前事業年度(令和2年12月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(2) 当中間会計期間(令和3年6月30日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、すべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手方がいないため、記載はありません。

当中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、すべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手方がいないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和 2 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 3 年 6 月 30 日)
1 株当たり純資産額	82,720.02円	81,123.77円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	3,841,315	3,809,966
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,262,275	3,242,100
(うち第一種優先株式払込金額 (千円))	(2,552,100)	(2,552,100)
(うち第一種優先株式配当 (千円))	(4,995)	-
(うち第二種優先株式払込金額 (千円))	(690,000)	(690,000)
(うち第二種優先株式配当 (千円))	(15,180)	-
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (千円)	579,040	567,866
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (株)	7,000	7,000

1 株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和 2 年 1 月 1 日 至 令和 2 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年 6 月 30 日)
1 株当たり中間純損失金額 ()	11,180.78円	2,309.82円
(算定上の基礎)		
中間純損失金額 () (千円)	78,265	16,168
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失金額 () (千円)	78,265	16,168
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,000	7,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、1 株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第21期）（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）令和3年3月26日

関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年9月25日

株式会社 紫雲ゴルフ倶楽部

取締役会 御中

宗公認会計士事務所
東京都目黒区

公認会計士 宗 直 樹

荻原公認会計士事務所
東京都千代田区

公認会計士 荻 原 大 輔

中間監査意見

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紫雲ゴルフ倶楽部の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紫雲ゴルフ倶楽部の令和3年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私たちの責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に

関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。